



低所得者・子育て世帯が購入できます！

プレミアム付商品券 10月から販売開始

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3572 FAX229-3335

消費税・地方消費税の引き上げが、低所得者・3歳未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域での消費を喚起・下支え



するため、市内の小売店・飲食店などで使用できる低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を10月から販売します。

購入対象者にはお知らせなどを郵送しますので、住民登録や郵便局への転居届、市民税の申告などを行っていない場合は早めに手続きしてください。

また、今後、商品券を使用できる店舗を募集する予定です。事業者の皆さんは、ぜひご協力をお願いします。

対象など

対象	お知らせ等 郵送時期・申請
低所得者 (令和元年度住民税非課税者のうち、扶養親族等でない者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月下旬(予定) ● 購入に際して申請が必要(申請書類はお知らせと同封)
子育て世帯の世帯主 (平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもが属する世帯の世帯主)	<ul style="list-style-type: none"> ● 9月下旬(予定) ● 購入に際して申請は不要(対象者にはお知らせを送付)



火を使用する設備・器具がある全ての飲食店

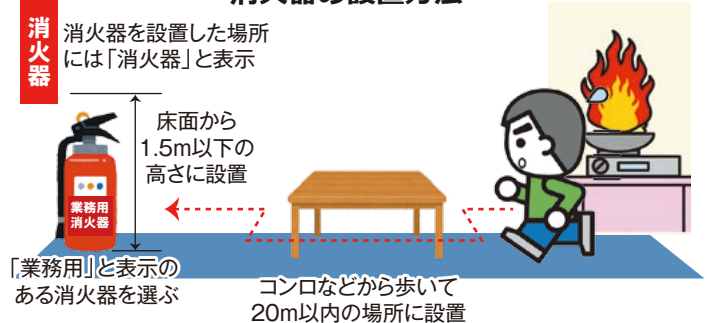
10月1日から消火器の設置が義務化されます

問い合わせ 予防課 ☎254-0354 FAX256-7755

平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を踏まえて消防法令が改正され、10月1日から、コンロなどの火を使用する設備・器具を設けている飲食店に、面積に関係なく消火器の設置が義務化されます。

設置した消火器は、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することも義務化されます。
※コンロなど火を使用する設備・器具に、防火上有効な措置(調理油加熱防止装置など)が講じられている場合は消火器の設置は免除
※直接火を使用しないIHコンロや電子レンジなど、電気を熱源とする設備・器具は対象外

消火器の設置方法



いざというときのため、火災の初期消火に有効な消火器を正しく設置し、消防法令に基づく点検を実施して、適正に維持管理しましょう。



津のまん中ウォーク

七夕飾りと江姫・高虎さんゆかりの地ウォーク

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3114 FAX229-3335



6/30 10:30~11:30 受け付け
近鉄津駅西口集合

七夕飾りに彩られた商店街と、江姫や藤堂高虎公ゆかりの名所・旧跡などを巡るウォークです。安濃津ガイド会による説明もあります。事前の申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

コース 近鉄津駅→四天王寺→塔世橋→立町商店

街→津観音→大門大通り商店街→寒松院→観音橋→丸之内商店街→津城→高山神社→津新町通り商店街→近鉄津新町駅(約7km)

